

令和6年第8回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和6年8月23日)

奥州市農業委員会

令和6年第8回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年8月23日(金) 午前9時30分

奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議長 ただいまより、令和6年第8回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員は、13番、植松郁男委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋馨推進委員、菊地照夫推進委員、佐藤健二推進委員、菅原一弘推進委員に出席を求めています。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、3番、浅野輝夫委員、4番、松戸正雄委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 はい。それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年7月17日から8月16日までの主な内容をご報告申し上げます。7月22日、農業委員会委員の辞令交付式が執り行われ、市長から農業委員24名に対しまして、7月20日付をもって任命辞令が報告されてございます。同日、第7回農業委員会総会を開催し、会長の互選等を執行いたしてございます。7月23日、農地利用最適化推進委員に対しまして、伊藤会長から委嘱状を交付いたしました。同日、第7回総会を開催し、農地案件6件について審議決定してございます。7月31日、小野寺副

市長にご臨席いただき、農地パトロール出発式を開催してございます。同日、第1回農地利用最適化推進会議を開催し、地域推進班における目標設定、地域推進班の班長・副班長の選出及び農地パトロールの日程についてご報告をいただいております。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は28件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号5、番号7、番号23の3件です。後ほど、番号5について真城地区担当、番号7について佐倉河地区担当、南都田地区担当、番号23について前沢地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号4、番号13、番号23の3件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の報告件数は2件です。解約の理由は、転用するための解約1件、労力不足による解約1件となっております。また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が

ありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 22番、家子です。こちらの解約について確認です。2番の貸してた方が県外の方で、借りていた方が市内の方で、労力不足で今回解約になりましたが、その後、この農地はどのようになるのかなって、ちょっと確認です。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 はい。家子委員の質問にお答えします。2番につきましては、申請があった際に賃貸人から今後あっせんの希望というものがありませんでしたので、担当のコーディネーターさんにお話を通しております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 よろしいですか。

22番委員 はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 報告は3件です。番号1から3は、関連案件です。工場立地法に基づく緑地として取得する目的でしたが、工場立地法に基づく必要緑地面積5%以上という面積は既に充足しており、それ以上に必要な理由についての説明が困難であることから、計画目的の見直しをはかるため、申請者から許可申請取下願いが令和6年7月10日に提出され受理されたものです。以上、報告説明を終了いたします。

議長 報告第3号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が1件の計4件です。番号1は、新規就農のため40万円で売買するものです。管理機、草刈り機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。番号2は、新規就農のため10万円で売買するものです。空き家バンク関連で、移住予定の宅地に付帯する農地を買い受けます。耕運機、草刈り機を導入予定で、じゃがいも、トマト、ねぎを作付け予定です。生産した野菜の一部を産直で販売する予定です。番号3は、新規就農のため、贈与を受けるものです。空き家バンク関連で、宅地に隣接する農地を併せて譲り受けます。耕運機、草刈り機を導入予定で、自家用野菜を作付け予定です。以上4件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 21番、岩淵壽子委員。

21番委員 岩淵でございます。2番と3番の方々の年齢を知りたいんですが。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 先ほどの岩淵委員の質問にお答えします。譲受人の年齢についてですが、それぞれ、2番が41歳、3番が46歳となっております。以上です。

議長 よろしいですか。

21番委員 わかりました。

(「議長」の声あり)

議長 20番、小澤靖委員。

20番委員 先ほどの案件に関連しますが、2番の方については、県外の住所なんですが、こっちに住んでるということよろしいんでしょうか。それとも、県外から通うということなんですか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 先ほどの小澤委員の質問にお答えします。こちらは空き家バンク関連になっておりまして、現在譲受人の方は県外に在住しておりますが、こちらのほうの許可

がおり次第、この農地に隣接する宅地に住所を移す予定となっております。以上です。

議長 よろしいですか。

20番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が1件、所有権の移転が24件の計25件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は2件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借の設定を受けると同時に、借受人へ同じ賃貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、借受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は、畦畔型太陽光発電設備を設置するものです。登記面積2,644㎡のうち架台の設置面積0.09㎡で令和9年3月16日までの一時転用です。本件は追認案件ですので経緯の概要を説明します。当申請は平成25年に許可を得て以来、3年毎に許可更新している一時転用案件です。本来であれば令和6年3月に一時転用許可期間が切れており、現状復旧すべき案件ですが、申請者が更新の為の申請を失念しておりました。事務局において更新の意思を確認したところ、継続して事業実施したい旨を確認したため、許可権者と協議の結果、

追認案件としてやむを得ないと判断され、農地転用許可を受けるよう指導したところ、転用申請がなされました。本件は補足説明資料にあるとおり、事前に申請されれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守すること、次回の更新を忘れないようにする旨の始末書を申請者から提出され、十分に反省していることから追認はやむを得ないと考えております。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。8月7日、植松郁男委員、菅原一弘推進委員、事務局で現地確認を行いました。現地は適切に草刈り等管理されており、周囲の農地について影響はない事を確認し、支障なしと確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 5番の千葉です。畦畔型太陽光発電設備というものが、イメージ的にどういうものなのか説明していただきたいのと、面積0.09㎡に杭が53本、太陽光パネルが90枚などとありますが、そこにそれらすべてが含まれてるのかどうかもお聞きしたいです。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 はい。千葉委員のご質問にお答えをいたします。畦畔型太陽光発電設備は、全国的にも珍しいものということで聞いております。県道から宅地までの間に1段2段ほど農地がありまして、その法面に太陽光が設置されております。畦畔を含めた法面に単管パイプを設置いたしまして、その上に太陽光パネルを設置しております。農地に実際に工作物、単管パイプ53本を設置しているところの面積が、施設の概要の0.09㎡となっております。その上にある90枚の太陽光パネルとパワーコンに関しましては、農地に接してはいないので、面積には入ってはおれません。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤係長。

係長 はい。私から簡単に補足説明をさせていただきます。営農型の太陽光発電の特殊な例ということでご理解いただければと思います。通常、営農型ですと架台となる設置する部分だけが転用申請で、それ以外の部分は農地ということで営農部

分ということになります。今回につきましては、隣の農地との高低差が2 m程あり、法面の面積が結構あるので、それを活用して太陽光発電をするということで、水張の面積の部分には直接は何もしない形となっております。ただ、農地で行いますので営農型という形で一時転用、そして先ほど申し上げたとおり、転用部分は架台の設置部分だけ、その上空に太陽光パネルを設置してます。また、法面でするので3 mとか何かではなくて、地面から管理できる範囲内の高低差だけでの設置となっております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 はい。法面の部分だけに太陽光パネルが貼ってあるというふうに理解すればよろしいですか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤係長。

係長 はい、そのとおりでございます。

議長 よろしいですか。

5番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は15件です。番号1は、売買により共同住宅2棟を整備するもので

す。番号2は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。番号3は、売買により宅地分譲7区画を整備するものです。番号4は、売買により宅地分譲1区画を整備するものです。番号5は、贈与により自己住宅を整備するものです。番号6は、売買により宅地分譲9区画を整備するものです。事業実測面積は2,666.55㎡です。番号7は、売買により建売住宅4棟を整備するものです。番号8は、売買により施設を整備するものです。非農地を含む総事業面積960.05㎡です。番号9は、賃貸借により農業用施設等を整備するものです。効率的な営農を図ることを目的に、既存施設に隣接して、もみがらを使用した堆肥舎ハウス2棟、農機具置き場、資材置き場、フォークリフト等車両による各種搬出作業等ができるよう舗装した作業スペースも整備するものです。本件は一部追認案件ですので、経緯の概要を説明します。申請地には、ビニールハウス2棟が既に設置されております。今回、申請者はハウス床面のコンクリート化を工事依頼したところ、業者からコンクリート化には許可が必要との指摘を受けたため、手続きについて農業委員会に相談がありました。確認したところ、1棟目のハウスは平成29年に整備され、用地面積2a未満の農業用施設に該当したため転用許可は不要でしたが、平成30年に整備された2棟目のハウスは2aを超え転用許可が必要な農業用施設であることが発覚しました。許可権者と協議のうえ、他の事業とともに農地転用許可を受けるよう指導を行い、許可申請がなされております。本件は事前に申請されていれば許可相当と判断し得るもので、今後は農地法及び関係法令を遵守する旨の始末書を提出し十分に反省していることから、追認はやむを得ないものと考えております。番号10は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業面積は402.45㎡です。番号11は、売買により工場立地法に基づく緑地以外の環境施設を整備するものです。敷地内の草刈り後の草置き場、排雪置き場等として利用する予定です。番号12は、贈与により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は288.10㎡です。番号13から15は関連案件です。賃貸借により現場事務所等を整備するものです。令和8年10月31日までの一時転用で、非農地を含む総事業実測面積は1,905.13㎡です。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1から11まで、8月9日に浅野輝夫委員、高橋馨推進委員、番号12は、8月8日に家子洋子委員、大内俊二推進委員、番号13から15までは、植松郁男委員、菅原一弘推進委員、全日全て事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号6につきまして、既に畦畔はなく、田の様相はなしておらず、土が盛ってある状況でしたが、砂利碎石の混在する土盛りではないこと、草刈り管理はされていることから転用については支

障ないものと判断いたしました。番号9につきまして、一部追認案件ということもあり、現地には既にビニールハウスが建築されておりました。堆肥製造について委員より確認事項があり、担当課に他法令による基準等についてはクリアしている内容を再確認しました。その他の案件につきましては、いずれも草刈り等の維持管理がされており、事前着工もないことから、問題ない旨で確認いたしましたことを報告いたします。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は4件です。番号1は、昭和55年頃に居宅建築して以来、宅地として利用しています。番号2は、昭和57年頃に宅地への進入路を整備して以来、宅地として利用しています。番号3は、平成5年頃に宅地への進入路として整備して以来、宅地として利用しています。番号4は、平成11年頃より庭及びカーポートを整備して以来、宅地として利用しています。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1は、8月9日に浅野輝夫委員、高橋馨推進委員、番号2は、8月8日に家子洋子委員、菊地照夫推進委員、番号3、番号4は、小澤靖委員、佐藤健二推進委員、全て事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1につきましては、申請敷地境界までいっばいに居宅1棟が建築されており、現状復旧は不可能

であること、番号4につきましては石庭、池など庭園として整備されており、いずれも現地は証明願のとおり農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 新しい体制になってちょうど1ヶ月になろうかと思えます。今後、こういう形で総会を行っていきます。皆様方、どうぞ気を引き締めて様々な案件を審議していただきますよう、よろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。ご苦労様でした。

閉 会 午前10時10分